

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、令和7年8月29日に認可した農用地利用集積等促進計画のうち、次の計画について一部を次のように訂正した。

令和7年9月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1. 設定する権利

●農地中間管理権の設定および賃借権又は使用貸借による権利

訂正後

番号	権利を設定する者		権利の設定を受ける者		権利を設定する土地			権利の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積 (㎡)	権利の種類	始期	終期
604	略	略	略	略	略	略	略	賃借権	略	略
605								賃借権		
606								賃借権		
607								賃借権		
608								賃借権		
1234					相馬市大曲字砂田19			略		
1235					相馬市大曲字砂田20					

訂正前

番号	権利を設定する者		権利の設定を受ける者		権利を設定する土地			権利の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積 (㎡)	権利の種類	始期	終期
604	略	略	略	略	略	略	略	使用貸借	略	略
605								使用貸借		
606								使用貸借		
607								使用貸借		
608								使用貸借		
1234					略					
1235										